

## 東京都北区暴力団排除条例について

現在の暴力団は、振り込め詐欺、薬物密売、殺人、強盗など多種多様な犯罪に関与しているほか、その実態を隠しながら、様々な事業や私たちの生活にも深く介入し、多額の資金を得て組織の勢力を拡大しています。

このような状況から、全国的に暴力団排除の気運が高まり、現在、全ての都道府県において「暴力団排除条例」が施行されています。

東京都においては、昨年10月1日に「東京都暴力団排除条例」が施行され、「暴力団と交際しないこと」、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本理念として、都及び都民、都内事業者の役割などが定められています。

しかし、東京都の条例は、区の契約からの暴力団排除や区の公の施設からの暴力団排除について定めることができません。

そこで、北区においても、区の契約や公の施設から暴力団を排除し、区民、事業者及び関係行政機関と連携して地域社会全体で暴力団排除活動を推進していくため、条例を制定していくこととなりました。